

～ 岩手県中小企業振興第3期基本計画（素案）の概要～

第1章 計画の基本的な考え方

中小企業振興条例

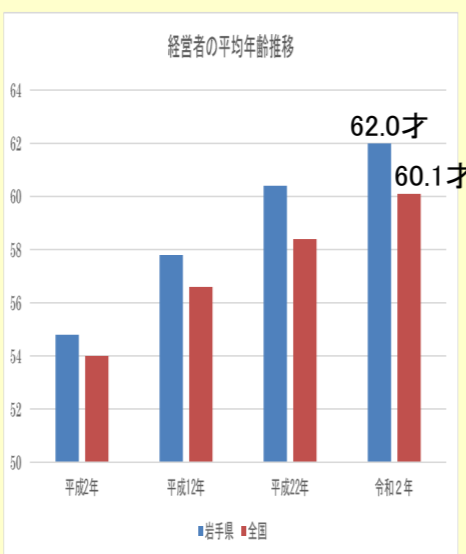
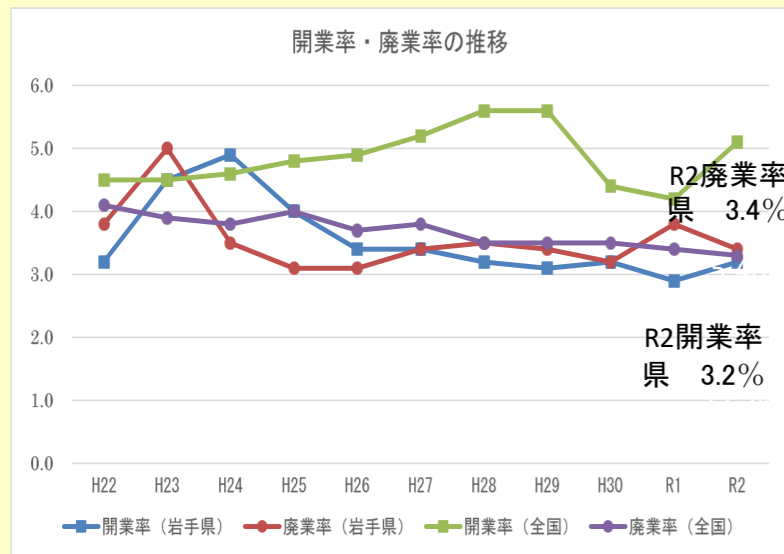
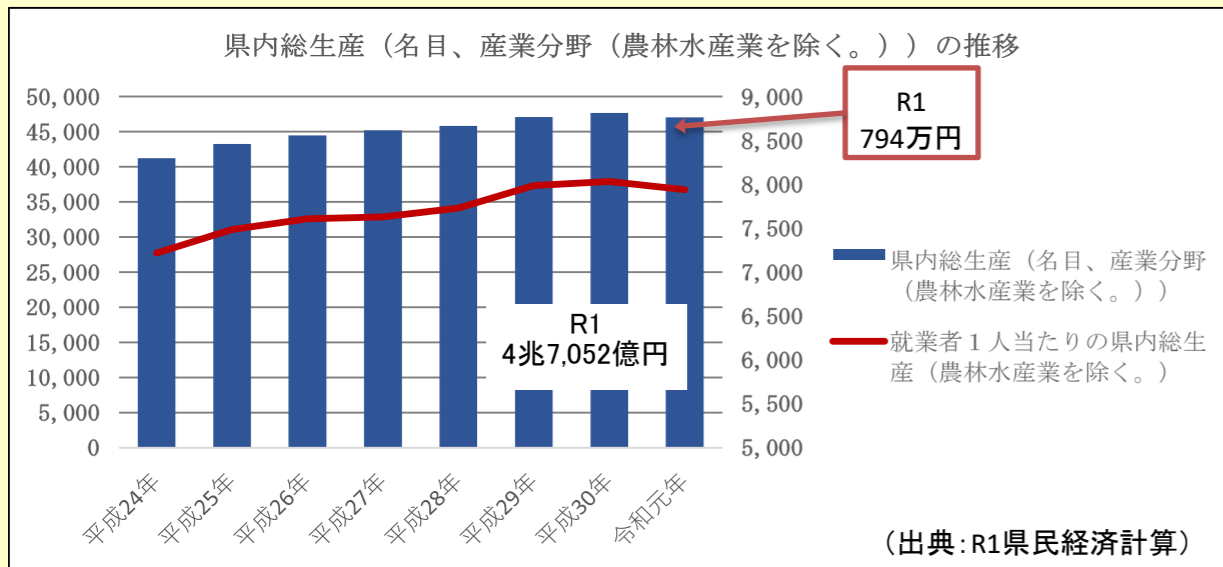
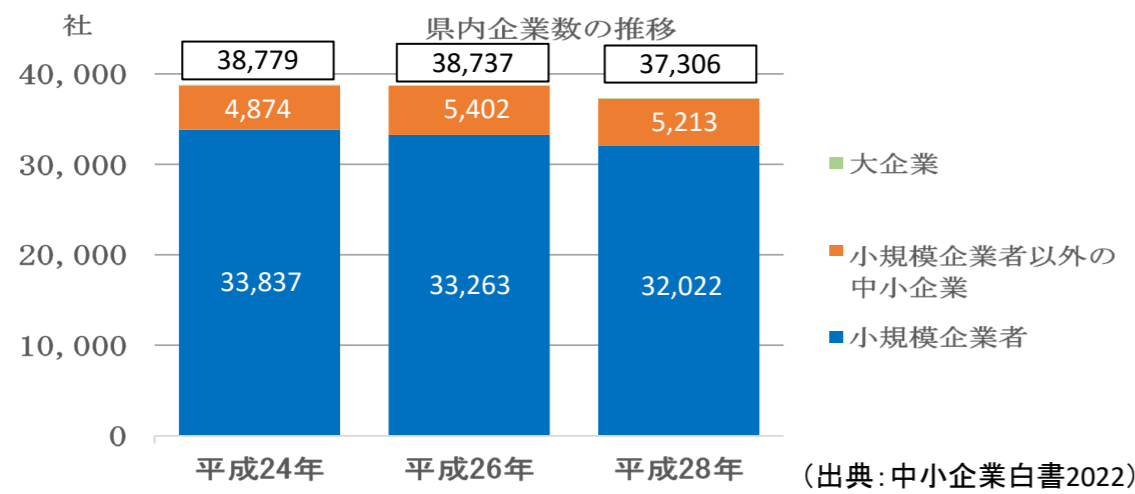
- 中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、持続可能で活力ある地域経済の振興を図るために制定。(H27.4.1施行)

基本理念(条例第3条)

- 中小企業者の新たな事業分野の開拓や経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上に向けた自主的な努力の促進を図ること。
- 中小企業者による魅力ある多様な就業の機会の創出や中小企業者の事業活動により地域において生産される商品の消費等の促進を図ること。
- 中小企業の振興に当たっては、県、市町村、中小企業者、県民、教育機関、中小企業関係団体その他の関係機関及び関係団体が参加し、連携し、及び協力するよう努めること。

⇒本計画は、条例第3条の「基本理念」を基本的な考え方とし、前計画の実施内容等を踏まえ、中小企業の振興に関する施策を継続的に推進。

第2章 中小企業・小規模企業者の現状と課題



計画期間

2023年度から2026年度までの4年間

いわて県民計画(2019～2028)との関係

いわて県民計画(2019～2028)「長期ビジョン」、第2期アクションプラン「復興推進プラン」、「政策推進プラン」等における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進。(いわて県民計画(2019～2028)の政策の体系における「仕事・収入」分野をはじめ、各政策分野の中小企業振興施策を条例に基づいて横断的に推進。)



前計画における主な施策の実施内容

前計画により、平成31年度から令和4年度までの計画期間において、延べ613事業、4,257億円の中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進。

	総事業数	事業規模	(参考) 県全体の予算規模
令和元年度	161事業	1,332億円	9,355億円
令和2年度	156事業	1,365億円	9,323億円
令和3年度	146事業	862億円	8,105億円
令和4年度	150事業	698億円	7,922億円
計	613事業	4,257億円	

【前計画を踏まえた今後の課題】

- 東日本大震災津波からのなりわいの再生**
 - 被災地域の経済を支える中小企業の事業再開や経営力向上に向けた取組への支援、まちづくりと連動したにぎわいの創出や地域特性を生かした産業の振興、新たな交通ネットワークの活用などにより誘客を促進しながら、三陸の観光資源の発掘・磨き上げ、新たな魅力の発信に取り組まれました。
 - 東日本大震災津波からの復興は、引き続き県の最重要課題であり、事業者の販路回復や従業員確保への支援、主要魚種の不漁対策などに、引き続き取り組む必要があります。
- 経営力の強化や生産性の向上、新たな事業活動**
 - 商工指導団体等と連携し「経営革新計画」の策定を支援するなど、新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける中小企業者が、ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した取組を支援しました。
 - 中小企業でもデジタル技術やデータ活用のための環境の導入が、容易なものとなっていることから、デジタル技術を活用した労働生産性の向上を図っていく必要があります。
 - 事業者や商店街に専門家を派遣し、個店の経営力の向上や商店街活性化の取組を支援しました。
 - 商圏人口の減少、大規模小売店舗等との競争、後継者不足等、内外の厳しい環境は続いており、多様化する社会のニーズに対応した、にぎわいの創出や新たな商品・サービスの提供に努める必要があります。
 - また、コロナ禍や原油高・原材料価格の高騰等の影響を受けている中小企業者の、事業継続を引き続き支援していく必要があります。
- 円滑な事業承継**
 - 小企業者が行う事業承継に向けた準備を早期かつ計画的に進めるため、商工会、商工会議所などの商工指導団体が、各関係機関と連携して事業承継診断を実施しています。
 - 県内の経営者の高齢化は、全国を上回って進行しており、また、本県の開業率は依然として廃業率を下回っていることから、円滑な事業承継が求められています。
 - 引き続き、商工指導団体や産業支援機関等と連携して、事業承継を促進するための施策を展開します。
- 人材の確保、働き方改革**
 - 県内の雇用環境は、平成25年5月以降、111か月連続で有効求人倍率が1倍を超え、コロナ禍にあっても大幅な悪化は見られず堅調に推移している一方、県内企業、特に、自動車・半導体関連産業を中心に、人材確保が課題となっています。
 - 従業員それぞれのやりがいのある仕事と充実した生活の実現に向けて、経営者と従業員が一体となって、働き方改革に取り組む必要があります。
 - デジタル技術を活用した兼業、副業人材の活用等、新たな労働力確保を促進する必要があります。

第3章 目指す姿

目指す姿① 企業の魅力向上

県内中小企業が、付加価値の高い商品やサービスをつくり出すことにより、企業としての魅力を高めています。

目指す姿①・②・③の実現に向け、資金、商品・サービス、人材・雇用、資源、エネルギー、情報など、地域の経済を地域で回す
⇒持続可能で活力ある循環型の地域経済へ

目指す姿② 働きやすい環境

県内中小企業が、働きやすい環境を整備し、労働者一人一人の生産性を高め、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を提供しています。

目指す姿③ 利用の促進

県民をはじめ、国内外の消費者にも、県内中小企業が提供する商品やサービスについての共感が得られ、利用が進んでいます。

第4章 推進する施策

重点取組事項

- 東日本大震災津波からのなりわいの再生、新しい三陸の創造
- コロナ禍等からの事業継続支援、社会経済情勢の変化に対する自己変革力の向上
- デジタル技術等による労働生産性の向上、労働力確保、若者・女性等が働きやすい雇用・労働環境の構築
- 起業、スタートアップ及び事業承継の推進

重点項目ごとに【施策の方向】や【主な施策】、【施策ごとの指標】を設定します。(次期アクションプランの議論及び予算編成過程を踏まえ検討していきます。)
また、重点項目ごとの県内企業の先進事例を掲載します。

具体的施策

条例第7条～11条に基づき、次の施策を推進する。

- 事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実
- 新たな商品・役務の開発、研究成果の事業化、新たな販売先の開拓等による事業規模の拡大等の支援
- 新たな事業活動の実施等に必要な資金の円滑な供給
- 経営に関する相談、指導、研修等に係る体制整備等
- 中小企業者の自主的な努力を促進するために必要な環境整備
- 地域資源を活用した商品・役務の販売先の開拓、新たな地域資源の発掘等
- 創業、円滑な事業承継の支援
- 小規模企業者への支援
- 雇用環境の整備に対する支援等
- 消費の促進等

施策項目ごとに【施策の方向】や【主な指標】を設定します。(次期アクションプランの議論及び予算編成過程を踏まえ検討していきます。)

第5章 計画推進に向けて

推進体制(産業支援機関、大学等との緊密な連携)

市町村との連携

中小企業の受注機会の確保

積極的な情報発信等

施策の実施状況の公表